

第2回 宗像市上下水道事業運営審議会 ＜会議録＞

◆ 日時・場所

- 日時：平成18年9月26日(火) 13:30～15:06
- 場所：玄海庁舎 第5会議室

◆ 出席者

- 宗像市上下水道事業運営審議会委員

委員出欠表 (■出席 △欠席)		
■福本義雄委員	■花田純一委員	■櫻木榮紀委員
■石田京子委員	■丸山禎之委員	■大森正史委員
■花田一子委員	△吉村廣子委員	△池浦サダ子委員

- 事務局：上下水道部長、営業課長、施設課長、下水道事業係長、管理係長、水道事業係長、水リサイクル係長、ほか上下水道部職員2名

◆ 次第

- 1 会長あいさつ
- 2 確認事項
 - (1) 宗像市上下水道事業運営審議会(第1回)議事録の確認
- 3 審議事項
 - (1) 下水道事業の再評価について
- 4 その他
 - (1) 次回開催日程
平成18年10月11日(水)午後1時30分～(予定)
 - (2) その他

◆ 資料

- 1 宗像市上下水道事業運営審議会(第2回)式次第
- 2 第2回上下水道事業運営審議会(追加)資料
- 3 下水道事業の再評価のフロー
- 4 特定環境保全公共下水道事業 投資額の推移
- 5 第1回宗像市上下水道事業運営審議会＜会議録＞

◆ 議事内容

1 会長あいさつ

それでは、会議が有効に成立しているため、本日予定した審議を進めたいと思う。早速、審議に移りたい。

2 確認事項

【質疑応答】

会 長 : 第1回宗像市上下水道事業運営審議会議録の確認から始める。自分の発言内容と異なる点があればおっしゃっていただきたい。

全 員 : なし

会 長 : それでは、第1回宗像市上下水道事業運営審議会議録を審議会として承認してよろしいか。

全 員 : 了承

事務局 : 只今承認頂いた議事録については、この形のままホームページに掲載する。また、議事録の中には委員さんの名前は載っているのに対して、事務局職員の名前については役職のみしか載っていないが、別に載せる名簿に事務局職員も公開するという形にしたい。

会 長 : 事務局はそれでよいのか。

事務局 : 他の委員会でも公開しているので、そういった形をとらせていただきたい。また、第1回目に提出した資料については、式次第、関係法令のみ公開し、諮問書、下水道事業の説明資料については資料の名称だけの公開にしたい。さらに、審議会の次回開催予定についても公開していきたい。

全 員 : 了承

会 長 : ホームページに掲載しない資料の開示請求があった場合は、宗像市情報公開条例に基づいて判断していただきたい。

事務局 : 了承

会 長 : 確認事項ではないが、前回の資料の中で専門的な言葉などもあって、理解しづらい点もあったと思われる。文言等で不明な点があれば質問していただきたい。会議を進めていかないと、わからないところがわからないというのが正直なところだと思われるが、会議を進

めるにあたって、今聞いておきたいことがあったら、聞いておいていただきたい。

全 員 : 特になし

会 長 : では、また会議を進めていく中で、不明な点があればその都度尋ねるということで進めてよろしいか。

全 員 : 了承

3 審議事項

(1) 下水道事業の再評価について

会 長 : 本日は審議事項として、今回の答申のテーマである「下水道事業の再評価について」ですが、これについての評価の技法、評価の考え方、それに基づく我々の評価の判断等を詰めていきたいと思う。次回の審議会では、もう文言をまとめて市長に答申するという段階にしたいので、本日は実質の中身は、我々が不明な点を尋ね、話を詰めていって、いわゆる決に近いものを出していきたいと思うがよろしいか。

全 員 : 了承

会 長 : ではまず、再評価の技法、下水道事業の現況というものについて、説明をお願いしたい。

【事務局から説明】

事務局 : 前回の配布資料に基づき説明。※前回の資料についての確認と再評価の背景と流れについての説明。また、特定環境保全公共下水道事業の区域についても説明。

事務局 : パワーポイント及び配布した下水道事業の再評価のフローに基づき説明。※再評価の詳細な説明。

事務局 : 地図上で幹線などの概要について説明。

事務局 : パワーポイント及び配布した下水道事業の再評価のフローに基づき続き説明。

事務局 : 第2回上下水道事業運営審議会(追加)資料の、費用と便益の比較表、評価手法選定表、再評価チェックリストに基づいて説明。

【質疑応答】

会 長 : 先程の事務局からの説明の確認をする。

第2回上下水道事業運営審議会(追加)資料の「費用と便益の比較表(3ページ)」では、生活雑排水から環境を保全するための水路や水洗化など、こういうものを整備しようとした場合の年当たり便益というのが、542.3となっている。この単位は何万か？

事務局 : 百万円単位です。

会長 : ということは、5億4,230万の便益となる。今、実施をしている特定地域の公共下水であると、下水道整備事業で実施をしていくと4億6,850万の費用で出来るので、その割合は1.16くらいの効果があるという試算結果がでている。

このことから、事務局は経済性については順調であると考えているということである。

次に、「評価手法選定表(4ページ)」についてだが、この表の上部分は計画そのものの数値を書いたものである。下の判定項目の部分は事業の進捗等については全て順調であり、特に先行して供用開始する神湊・田島地区については、すでに18年度に供用開始されていることから、事業進捗状況が極めて良好であり、地元の住民からは、なるべく早くこの下水道計画を完成させてほしいという要望が強い。そして、未整備地域についても、早期整備をしてほしいという要望が強いという評価・要望があっているという情勢から、トータルとしてはこの事業は将来も必要であり、現在まで順調に進行しているという説明であった。

そこで、「再評価チェックリスト(5ページ)」についてだが、これは国土交通省が求めている様式だと思うが、ページの中ごろから下のところに、事業費の推移から費用効果の分析まで、今説明があったとおりそれぞれの項目について順調に進行しているという評価である。そこで我々としては、総合評価の欄に、今は仮に「継続する」と書かれているが、この文言についてこのように認めるかどうかということ、我々としてここで結論を出したいと考えているわけである。

我々が今まで聞いてきた説明から見ると、旧玄海町のほとんどを含むこの下水道計画について、住民の要

望等を踏まえ、なおかつ事業の進捗状況を判断すると、これを審議会として継続している事業を中止させる要素はほとんどないように思われるが、皆さんの忌憚のないご意見をお願いしたい。

委員：従来の合併浄化槽を個人的に設備することも可能だとは思いますが、そのような方々は市の設置した下水道に入ってこられているのか。合併浄化槽は、おそらく従来は個人負担で設置されていたと思われる。そういった方々が市の供用したものに当面は入らないというようなことは可能なのか。

会長：合併浄化槽については、上下水道部ではなく衛生等に関する課の領域だと思うが、事務局は答えられるのか。

事務局：今現在の宗像市の公共下水道の整備率は99%以上に達しているが、その中でもどうしても立地条件等で、下水道整備区域に入らない集落が点在しているというところもある。そのような場所では、補助対象として補助金制度がある。こういう場合の事業費については、約70m程度の下水道の工事をした場合の費用と、合併浄化槽を設置した場合の補助金との比較になる。特定環境保全公共下水道事業についてもそういう地域があるので、そちらについても公共下水と同じ適用で考えている。

会長：委員さんが先程お尋ねになったのは、そういうことではなく、供用開始される前に既に自分の費用で合併浄化槽を現に使用しておられる場合は、どういった動きになるのかということだと思われる。そういうことでよろしいか。

委員：そうです。

事務局：今年7月20日から神湊及び田島の一部で供用開始している。その中にも浄化槽が設置された家屋がある。そういった方々についても、今回の下水道整備にあわせて、浄化槽から公共下水道に変更される方も多くいらっしゃる。

また、我々が浄化槽を設置して、耐用年数等を見た場合、概ね7～10年ほどで一応浄化槽の機能はなく

なると考えている。

委員：私が先程お尋ねしたのも結局、個別に設置した浄化槽の機能はかなりいいのではないのかということを知っていたので、機能がしっかりしている間は必ずしも公共に接続しなくてもよい、ということをお認めるのかどうかということである。

事務局：今、お尋ねの件について、くみ取り式便所の場合は、下水道が供用開始されてから3年以内に下水道に変更しなさいという法令があるが、先程のご指摘のように、合併浄化槽については法的な規制はない。

しかし、やはり公共下水道の処理場で処理した水質の方が、浄化槽より格段に良い。そのため行政としては、公共下水道の使用をできるだけお願いしたい。よって、これは行政からのお願いという形で進めていくべきであると思われる。

委員：では、一応市の下水道が使える状態になってから、下水道への変更期間は最長で3年あるということなのか。

事務局：それはくみ取り式の場合である。合併浄化槽と、水洗化されても合併浄化槽ではない簡易水洗というものもある。

これら、くみ取り便所と簡易水洗に対しては、3年以内に下水道のほうに変更してもらうことになる。経済的に不可能であるとか、改築の計画があるなど、それ相当の理由がない限り公共下水道へ接続していただくということになる。

委員：最終的には100%公共下水道に接続してしまうのが理想的であるので、それを基にして数値をだしているのか。

事務局：費用対効果があがらないところに、1千万も2千万もかけて1件のために公共下水道を接続するわけにはいかない。

金額的に見ると、約70m程度の下水道の工事をした場合の費用が約300万円で、合併浄化槽の設置費と維持費を含めた費用も約300万円となり、ちょうど同じくらいになる。

会 長 : 合併浄化槽については、本人が拒めばいつまでも合併浄化槽でやることは法的には認められる。しかし、合併浄化槽といえども耐用年数がある。そのため、耐用年数が切れるころには、やっぱり合併浄化槽をやめて下水道につなぐという方が多い。

また、使っている人にとっては合併浄化槽の維持管理は、汚泥を抜いたり定期点検をしたりなどするため、かなり大変である。私は県で合併浄化槽を担当するセクションにいたことがあるが、これが行政側の立場で見ると非常に難しい。きちんと管理してもらえれば水質保全ができるのだが、驚くことに、電気代がかかるという理由でコンセントを抜く人もいらっしゃる。そのようなことをすると、出てくる水は微生物による分解の出来ていない汚い水になってしまう。そのため、本来の使い方をしていなければ、地域の水域に及ぼす環境保全にとっても悪い。そういうこともあって、事務局が言われたように、下水道が整備されたら、浄化槽の方もなるべく早い時期に接続するようお願いしますという行政指導をしてあるのだらうと思う。まだまだ浄化槽で頑張れると言って、10年も20年も頑張るといような話はあまり聞いたことがない。そういう状況だと思われる。

会 長 : その他に何か意見はあるか。

委 員 : 私達のほうでは、合併浄化槽を使っている方もいらっしゃるが、事務局から言われた7月20日の供用開始と、また、一部10月1日から始めるわけですが、この際、合併浄化槽から公共に切りかえようという人が多く、今現実に工事のほうも進行している。私達もずっと説明を行ってきたが、神湊のほうについては、合併浄化槽の問題は特にないかと思われる。

会 長 : 地元ではそのような現状だということである。その他に何かあるか。

委 員 : 先程言われたように、山の中の1件家に何十万もかけてというのは、もちろんするべきではない。やはり地域のためには早く公共下水道をつくらなければならない、命じられるからつくるといようなことではない

と思われる。

会 長 : 国の補助金の出し方についても、管をひっばるだけのような事業はやめてほしいというのが基本的な考え方である。やはり効率が一番であるため、どうしても孤立した家があるというような場合には、そこには合併浄化槽を設置してほしいというのが一つの方針である。そのため、先程事務局からお話があったように、宗像においては70m程度が限度だと思われる。1件のために500mも管をひっばるような工事は、常識的ではない。

そうでない場所については、生活環境の快適性と地域の施設管理の環境保全の点から見ると、委員さんのおっしゃるとおり一刻も早く公共下水道が整備されることが地域のためではないか、ということであろうと思われる。

会 長 : それでは、結果として総合評価のところは、事務局の書いているとおり、我々としては継続するというところで認めたいと思うがよろしいか。

全 員 : 了承

会 長 : 最終的に市長に提出するときには、この再評価チェックリストに送り状を添えるということになるのか。「別紙の通り継続することが適当である」というようなことを書くのか。

事務局 : 最終的には答申のとき、この審議会でかがみのようなものをつくり、ここで審議された基本的な項目のみ記載するという形を考えている。

会 長 : それでは、10月11日にはこれをペーパーにした送り状を確認させていただいて、それで皆さんの承認が得られれば、ただちに市長に対して答申するという段取りにしたいと思うがよろしいか。

全 員 : 了承

会 長 : それでは次に、今日いただいた資料のうち、1～3ページに、前回、委員のほうから要望が出ていた、公営企業会計の公共下水道と、特別会計の特定環境保全公共下水道事業の決算状況が出ている。

すでに議会で認定されている平成14年度～平成16

年度の決算資料が出されているが、これについてはとりあえず目を通していただき、我々が次の機会に下水道料金が適格かどうかという諮問を受けたときに、最新の平成17年度までのデータを、また提出いただいたところで説明を受け、議論していきたいと考えているがよろしいか。

全 員 : 了承

会 長 : では、それまでに目を通していただきたい。ただし、公営企業会計のほうで収益的経費と資本的経費とが別になっているのは、企業会計に準じた方法なのだが、特別会計のほうは官庁会計方式なので、これで上手くいっているかどうかを見るのはほとんど不可能である。損益計算書も貸借対照表もないので、実質収支というのはわからない。そのためこれについては、そのときまでに、事務局も説明をどうするかを考えていただきたい。

事務局 : 今回は下水道事業の再評価についてだが、来年については、上・下水道料金をどうするかということ、審議していただくことになる。料金改定の場合、3年間の財政状況を見ながら進めていくので、平成17・18・19年度の財政状況を見ながら平成20年度以降をどうするかということ考えていく。来年の話になるが、3月になれば19年度予算がだいたい固まるので、その結果を見ながら、料金改定の審議をお願いしたい。

会 長 : それは、時期的にはいつごろになるのか。

事務局 : 3月議会が3月末までであるので、それが終わってからということになる。そのため、4月くらいになる。

4 その他

(1) 次回開催日程

会 長 : 次回の開催日程については、前回、10月11日(水)の午後1:30からと決めていたが、場所はどうするのか。市長もしくは助役に提出するのであれば、本庁の方が良いと思われるが。

事務局 : 10月11日に予定されていたので、市長の日程を

確認したところ、10月11・12日が九州市長会で市長不在であったが、助役の日程は空いていた。

そのため、今回は答申の内容の取りまとめとしていただくので、会長のおっしゃるとおり、できれば本庁で開催したい。

会 長 : それでは、11日はできるだけ本庁で開催することにする。また開催通知の中に記載しておいていただきたい。

会 長 : それから、その後の審議会については、新たな諮問をいただくまでは一時開催しないということになるが、また年度が変わったところで事務局から案内があると思われる。

その他に何か質問や意見はあるか。

委 員 : 配布資料の「特定環境保全公共下水道事業 投資額の推移」において、平成19年度の摘要に合併特例終了年度とあるが、この国庫・起債・単独の事業区分それぞれの中に、合併特例債的なものが含まれているのか。

事務局 : この特定環境保全公共下水道事業については、合併特例債は使用していない。この合併特例終了年度というのは、この事業を合併によって促進させるために、こちらの要望額をある程度国が呑んでくれるようなものである。そのため、この5年間というのは、下水道を整備しなさいということで通常よりも上乘せされたような数字でいただいている。この5年間はそういう期間のことである。

会 長 : 上乘せというのは、前倒し的な意味しかないのではないか。

事務局 : 全体の額は決まっているため、そのとおりである。

会 長 : 別枠の起債許可ではないということによろしいか。

事務局 : 一般的な合併特例債というのはここでは使っていない。

委 員 : それと、新しく公債費比率が総務省等からだされると思うが、上下水道についてはそういった面での経営に関係するような項目は特にはないのか。宗像市は良い数字が出ていたので、おそらくそういうことはない

と思われるが。

会 長 : 起債制限などのことか。

委 員 : はい。福岡市が20数%ということなので。

会 長 : 宗像市は公債費比率は何%なのか。福岡県では約18パーセントだが、それでも都道府県の中では下から3位ぐらいである。宗像市も10%をきるほど、非常に低いと思われる。

委 員 : 特に上下水道の問題で出てくることではないのか。

会 長 : ただ、本体のほうの設備の更新が、昭和40年にできたということから、これからかなりの工事が必要になるとと思われる。

事務局 : 平成17年度から宗像市終末処理場で、10年計画で70億円を投資して現在改築更新工事を行っている。公共下水道施設が40数年たっているので、施設の老朽化に対して早く更新しなければ水質に影響してしまう。まずは新たな高度処理も考えており、より水質の向上を図り、釣川の水質を保つということを考えている。

そのため、ある程度の使用料の負担ということになるとと思われるが、なるべく使用料にはね返らないような形で一般会計の繰入れなどのことも考えていきたい。

会 長 : 以上のような情勢だそうだが、詳しくは次の諮問をいただいてから、資料を見て話を進めていきたいと思うがよろしいか。

全 員 : 了承

会 長 : それでは、その他には何かあるか。

全 員 : なし

会 長 : それではこれで、第2回審議会を終了する。ありがとうございました。

全 員 : ありがとうございます。

会 議 終 了